

令和8年6月15日

総務部職員課

江東区職員の旅費に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国家公務員等の旅費支給規程の一部が改正されたことを踏まえ、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

宿泊費基準額及び宿泊手当の額について、国家公務員等の旅費支給規程を引用するほか、所要の規定整備を行う。

3 施行期日

公布の日

江東区職員の旅費に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>第3条～第12条 (略)</p> <p>(宿泊費)</p> <p>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、<u>1夜につき、内国旅行にあつては19,000円、外国旅行にあつては59,000円を上限として、地域の実情を勘案して任命権者が定める額</u>(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、<u>内国旅行にあつては2,400円、外国旅行にあつては5,400円を上限として、通常要する費用の額を勘案して任命権者が定める1夜当たりの定額</u>とする。</p> <p>第16条～第27条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。<u>以下「財務省令」という。</u>)で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>第3条～第12条 (略)</p> <p>(宿泊費)</p> <p>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、<u>財務省令別表第2に定める旅行先の区分に応じ、同表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額に相当する額</u>(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、<u>財務省令別表第3に定める旅行先の区分に応じ、同表の宿泊手当の欄に定める額に相当する額</u>とする。</p> <p>第16条～第27条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の江東区職員の旅費に関する条例</p>

(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行、退職、免職(罷免を含む。)、失職若しくは休職(以下「退職等」という。)した場合又は死亡した場合において新条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の江東区職員の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第3号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行、退職等となった場合又は死亡した場合において旧条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 前項の規定に基づき従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に新条例第3条第6項及び第7項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。